

～トピックス～

1. 採択率を上げる！ ～小規模事業者持続化補助金の攻略法～
2. 税務カレンダー（2025年5月、6月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

「そんな馬鹿なことはできない」と誰もが思うことならば、
競争相手はほとんどいない

ラリー・ページ（Google創業者）

※経営者100の言葉より引用

採択率を上げる！ ～小規模事業者持続化補助金の攻略法～

◆補助金の概要

小規模事業者が売上拡大や業務効率化を目指す際に活用できるのが「小規模事業者持続化補助金」です。この補助金は、販路開拓や生産性向上に必要な取り組みに対して、最大50万円から200万円の補助を受けられる制度です。最新の第16回では、7,371件の申請のうち2,741件が採択され、採択率は37.2%と、適切に準備すれば十分チャンスがあることが分かります。

◆採択される事業者の特徴

採択事例を見ると、成功するポイントが浮かび上がります。まず、採択されやすい事業者は「明確な販路開拓の計画」を持っていることが共通しています。例えば、新商品のオンライン販売を開始するためのECサイト構築や、地元商圈を超えて販路を広げるための展示会出展が含まれます。ただ単に「売上を増やしたい」という抽象的な目標ではなく、具体的な施策と効果を示すことが重要です。

◆DX活用の重要性

最近の傾向として、デジタル技術を活用した事業計画が好まれる傾向にあります。例えば、予約管理システムを導入して業務効率化を図る飲食店や、広告戦略を強化

するためにSNSマーケティングを活用する事業などが採択されやすいでしょう。デジタルツールを活用することで業務の効率化や販路の拡大が可能となり、審査でも評価されやすくなります。

◆申請書作成のポイント

申請書作成の際には、成功するためのいくつかのポイントを押さえることが重要です。まず、「現状の課題」「補助金を活用することでどのような取り組みを行うか」「その結果、どのような成長が見込めるか」というストーリーを明確にすることが不可欠です。また、売上増加率や新規顧客獲得数など、数値を用いた具体的な目標を示すことで、説得力が増します。そして、事業計画が市場のニーズと合致していることを伝えることで、審査員に「この事業は社会的に必要とされている」と理解してもらいやすくなります。

第17回の募集は創業後3年以内の小規模事業者などの枠も設けられています。お早めにご検討ください。

2025年5月の税務

5月12日

- 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

5月15日

- 特別農業所得者の承認申請

6月2日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
- 3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

2025年6月の税務

6月10日

- 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(前年12月~当年5月分)の納付

6月16日

- 所得税の予定納税額の通知

6月30日

- 4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

○自動車税(種別割)の納付(5月中において都道府県の条例で定める日)

○鉦区税の納付(5月中において都道府県の条例で定める日)

- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- 国外財産調書・財産債務調書の提出

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
(6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日)

おすすめ書籍のご紹介

静かな退職という働き方



ジャンル	リーダーシップ・マネジメント	経営戦略	人事
著者	海老原嗣生		
出版社	PHP研究所		
出版日	2025年03月12日		
評価	総合 3.8 ★★★★★		
	革新性 4.0 ★★★★★	明瞭性 4.0 ★★★★★	応用性 3.5 ★★★★★

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



「言われた仕事はやるが、会社への過剰な奉仕はしない」「顧客との面倒な付き合いは断る」「急ぎの仕事が発生しても残業はしない」。こうした最低限の業務しかしない状態を、「静かな退職」と呼ぶ。これはアメリカのキャリアコーチが発信した「Quiet Quitting」の和訳である。なぜ、「静かな退職」が日本でも起きているのか。

雇用ジャーナリストの著者は、日本で「静かな退職」が生まれた社会の構造変化を、豊富なデータをもとに解説する。さらには「静かな退職」を選ぶ人に向けた働き方の指針やライフプランを提案し、管理職・企業側はどのように対処すればよいかを指南してくれる。読後には、この新たな働き方が企業経営の改善につながる「魔法の杖」となる可能性を見出せるだろう(抜本的な改革が必要そうではあるが)。

「静かな退職」を批判的に捉えていた方にこそおすすめしたい一冊だ。働き方と雇用の課題の本質があぶり出され、新たな視点が得られるのではないだろうか。

◆◇◆詳細が気になった方は、「フライヤー」をご利用ください◆◇◆

株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091